

薩 契 第 6 1 1 号  
令和 7 年 1 月 6 日

関係課、室、各支所の長 殿

契約検査室長

建設業法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて（通知）

このことについて、令和 6 年 1 月 13 日に施行された改正建設業法において、「営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例」が新設され、法令の要件を満たすことで、営業所技術者等は専任を要する工事を兼務することが可能となりましたので通知します。

記

## 1 兼務の要件

次の要件を全て満たすことで兼務が可能

- (1) 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。
- (2) 各建設工事の請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満であること。
- (3) 営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
- (4) 営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が 3 次以内であること。
- (5) 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の連絡員の場合は、当該工事に関する実務経験を 1 年以上有する者とする。
- (6) 各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- (8) 営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機

器を用いた通信を利用することができる環境が確保されていること。

(9) 兼務する建設工事の数は1件まで。

## 2 手続きの方法

(1) 提出資料

1の要件により営業所技術者等を兼務させる建設業者は、様式1を契約担当者に提出しなければならない。

(2) 提出期限

ア 指名競争入札の場合

落札決定後、契約締結までに様式1を提出

イ 一般競争入札の場合

落札決定後、契約締結までに様式1を提出

ウ 工事途中で1の要件により兼務する場合

工事打合せ簿に様式1を添付して提出

## 3 適用日

令和7年11月6日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

なお、令和7年11月5日以前に公告又は指名通知を行った工事についても、上記要件を満たしていれば、監理技術者等が兼務することは可能とする。

### 【問い合わせ先】

行政管理部 契約検査室

(内線) 5532、5533

# 人員の配置を示す計画書

(様式1)

令和 年 月 日

## 省令※117条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
------	----------	---	----------	--

建設業者	名称 (イ※2)			
	所在地 (イ)			
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名 (ロ)			
	所属営業所名 (ロ)			
一日平均の法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事 1	工事名称 (ニ(1))			
	工事現場所在地 (ニ(1))			
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称		※17条の5の場合のみ記載
		所在地		※上記所属営業所と同じである必要
	建設工事の内容 (ニ(2))			※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額 (ニ(3))			※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要
	移動時間 (ニ(4))			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要
	下請次数 (ニ(5))			※3次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))			
	情報通信機器 (ニ(8))			
連絡員 (ニ(6))	氏名			
	所属会社			
	実務の経験	工事名称	期間	
		年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	合計 年 月
	※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要			

建設工事 2	工事名称 (ニ(1))			
	所在地 (ニ(1))			
	建設工事の内容 (ニ(2))			※法別表第1上段のどれか
	請負代金の額 (ニ(3))			※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要
	移動時間 (ニ(4))			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要
	下請次数 (ニ(5))			※3次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))			
	情報通信機器 (ニ(8))			
	連絡員 (ニ(6))	氏名		
		所属会社		
		実務の経験	工事名称	期間
			年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
		※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要		合計 年 月

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上